

長 建 協 発 第 123 号
平成 24 年 6 月 19 日

各 支 部 長 様

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

かねてより、会務の円滑な運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして別添のとおり会員専用ホームページに掲載いた
しましたので